

※この法令は廃止されています。  
昭和五十九年人事院規則一一一八

人事院規則一一一八（職員）の定年

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、職員の定年に關し次の人事院規則を制定する。

（趣旨）

第一条 この規則は、法第八十一条の二及び第八十一条の三に規定する職員の定年の実施に關し必要な事項を定めるものとする。

（定年の特例）

第二条 法第八十一条の二第二項第一号の規則で定める病院、療養所、診療所等は、次に掲げる施設等とする。

- 一 病院、療養所及び診療所
- 二 刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院
- 三 入国者収容所
- 四 検疫所
- 五 国立児童自立支援施設並びに国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局の総合相談支援部及び国立保養所
- 六 環境調査研究所
- 七 前各号に掲げるもののほか、医療業務を担当する部署のある施設等

第三条 法第八十一条の二第二項第二号の規則で定める職員は、給与法に規定する行政職俸給表（二）の適用を受ける職員のうち、次に掲げる者とする。

- 一 守衛、巡視等の監視、警備等の業務に従事する者
- 二 用務員、労務作業員等の庁務又は労務に従事する者

第四条 法第八十一条の二第二項第三号の規則で定める職員は、別表の上欄に掲げる職員とする。

2 前項の職員の定年は、別表の上欄に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢とする。

3 第一項に定めるもののほか、当分の間、次の各号に掲げる原子力規制委員会の職員を法第八十一条の二第二項第三号の規則で定める職員とし、これらの職員の定年は、それぞれ当該各号に定める年齢とする。

- 一 上席原子力防災専門官、原子力防災専門官、原子力艦放射能調査専門官、上席放射線防災専門官、統括核物質防護対策官、主任安

全審査官、主任監視指導官、原子力運転検査官、主任原子力専門検査官及び原子力専門検査官 年齢六十三年

二 地域原子力規制総括調整官、上席安全審査官、安全規制調整官、首席原子力専門検査官、統括監視指導官、上席原子力専門検査官、上席監視指導官、統括原子力運転検査官、教官及び上席指導官 年齢六十五年

（定年に達している者の任用）

第五条 職員（法第八十一条の二第三項に規定する職員を除く。）の採用は、再任用（法第八十一条の四第一項又は第八十一条の五第一項の規定により採用すること）をいう。次項において同じ。）の場合を除き、採用しようとする者が当該採用に係る官職に係る定年に達しているときには、行うことができない。ただし、かつて職員として任用されていた者のうち、引き続き特別職に属する職、地方公務員の職、沖縄振興開発金融公庫に属する職その他これらに準ずる職で人事院が定めるものに就き、引き続きこれらの職に就いている者の、その者が当該採用に係る官職を占めているものとした場合に定年退職（法第八十一条の二第一項の規定により退職すること）をいう。以下同じ。）をすることとなる日以前における採用については、この限りでない。

2 職員の他の官職への異動（法第八十一条の二第三項に規定する職員となる異動を除く。）は、その者が当該異動後の官職を占めているものとした場合に定年退職をすることとなる日以後には、行うことができない。ただし、法第八十一条の三第一項の規定により引き続き勤務している職員（以下「勤務延長職員」という。）の法令の改廃による組織の変更等に伴う異動であつて勤務延長（法第八十一条の三第一項の規定により職員を引き続いて勤務させることをいう。以下同じ。）に係る官職の業務と同一の業務を行うことをその職務の主たる内容とする他の官職への異動及び再任用をされている職員としての異動については、この限りでない。

（勤務延長）

第六条 法第八十一条の三に規定する任命権者には、併任に係る官職の任命権者は含まれないものとする。

第七条 勤務延長は、職員が定年退職をすべきこととなる場合において、次の各号の一に該当するときに行うことができる。

- 一 職務が高度の専門的な知識、熟達した技能又は豊富な経験を必要とするものでないとき。
- 二 勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生ずるとき。
- 三 業務の性質上、その職員の退職による担当者との交替が当該業務の継続的遂行に重大な障害を生ずるとき。

一 職務が高度の専門的な知識、熟達した技能又は豊富な経験を必要とするものでないとき。

二 勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生ずるとき。

三 業務の性質上、その職員の退職による担当者との交替が当該業務の継続的遂行に重大な障害を生ずるとき。

八 任命権者は、勤務延長を行う場合及び勤務延長の期限を延長する場合には、あらかじめ職員との同意を得なければならない。

九 任命権者は、勤務延長の期限の到来前に当該勤務延長の事由が消滅した場合は、職員との同意を得て、その期限を繰り上げることができる。

十 任命権者は、勤務延長を行う場合、勤務延長の期限を延長する場合及び勤務延長の期限を繰り上げる場合において、職員が任命権者を異にする官職に併任されているときは、当該併任に係る官職の任命権者にその旨を通知しなければならない。

（人事異動通知書の交付）

第十一条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、職員に規則八一（二）（職員の任免）第五十八条の規定による人事異動通知書（以下この条において「人事異動通知書」という。）を交付しなければならない。ただし、第一号又は第六号に該当する場合のうち、人事異動通知書の交付によらないことを適当と認める場合は、人事異動通知書に代わる文書の交付その他適当な方法をもつて人事異動通知書の交付に代えることができる。

一 職員が定年退職をする場合

二 勤務延長を行う場合

三 勤務延長の期限を延長する場合

四 勤務延長の期限を繰り上げる場合

五 勤務延長職員が異動し、期限の定めのない職員となつた場合

六 勤務延長の期限の到来により職員が当然退職する場合

（職員への周知）

第十二条 任命権者（法第五十五条第一項に規定する任命権者及び法律で別に定められた任命権者をいう。次条において同じ。）は、部内の職員に係る定年及び定年退職をすることとなる日

を適当な方法によつて職員に周知させなければならない。

第十三条 任命権者は、法第八十一条の二第一項の規定による指定を行った場合（指定の内容を変更した場合を含む。）には、速やかに当該指定の内容を人事院に報告しなければならない。

2 任命権者は、第五号第二項ただし書の規定による勤務延長職員の異動を行った場合には、速やかに当該異動の内容を人事院に報告しなければならない。

3 任命権者は、毎年五月末日までに、前年度に定年に達した職員に係る勤務延長の状況を人事院に報告しなければならない。

（雑則）

第十四条 この規則に定めるもののほか、職員の定年の実施に關し必要な事項は、人事院が定める。

附則（昭和六〇年二月二日人事院規則一一八一）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年一月五日人事院規則一一八一）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和六二年三月二〇日人事院規則一一八一）抄

この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

1 この規則は、昭和六十二年四月一日から施行する。

（施行期日）

7 施行日前において公共企業体に属する職に就いていたことのある者で採用に係る官職に係る定年に達しているもの当該採用については、当該公共企業体に属する職を第七号の規定による改正後の人事院規則一一一八第五号第一項ただし書に掲げる職とみなして、同項の規定を適用する。

附則（昭和六三年三月一日人事院規則一一八一）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成元年一月一日人事院規則一一八一）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成八年七月一日人事院規則一一八一）

この規則は、公布の日から施行する。



		別表（第四条関係）	
	職員	年齢	
この規則は、公布の日から施行する。 附則（平成三〇年三月三〇日人事院規則一一八―四二） この規則は、公布の日から施行する。	職員 事務次官（外交領事事務に従事する職員で六十歳未満のもの）を除く。以下この表に二年おいて同じ。）	六十	適用を受ける職員に限る。）及び外務省本省に勤務し外交領事事務に従事する職員で人事院が定めるもの
この規則は、公布の日から施行する。ただし、「又は特定複合観光施設区域整備推進室長」を「特定複合観光施設区域整備推進室長又は皇位継承式典事務局長」に改める部分は、平成三十年八月一日から施行する。 附則（平成三二年四月二四日人事院規則一一八―四四） この規則は、平成三十一年五月一日から施行する。	海技試験官 宮内庁の職員（宮内庁次長を除く。）のうち、次に掲げる職員 一 内舎人、女孺、上皇内舎人、上皇女孺、東宮内舎人及び東宮女孺 二 式部副長及び式部官 三 首席楽長、楽長及び楽長補 四 鷹師長及び鷹師 五 修補師長及び修補師長補 六 主膳長及び副主膳長 七 主厨長及び副主厨長	三十 三年	のう ち、 た だ し、 人 事 院 が 定 め る 職 員 に あ つ て は、 当 分 の 間、 六 十 五 年
この規則は、公布の日から施行する。 附則（令和元年七月九日人事院規則一一八―四五） この規則は、公布の日から施行する。 附則（令和二年一月七日人事院規則一一八―四六） この規則は、公布の日から施行する。 附則（令和二年三月二日人事院規則一一八―四七） この規則は、公布の日から施行する。 附則（令和二年三月三〇日人事院規則一一八―四八） この規則は、公布の日から施行する。 附則（令和二年四月二七日人事院規則一一八―四九） この規則は、公布の日から施行する。 附則（令和三年三月二六日人事院規則一一八―五〇） この規則は、令和三年四月一日から施行する。	研究所、試験所等の長で人事院が定めるもの 迎賓館長 宮内庁次長 金融庁長官 国税不服審判所長 海難審判所の審判官及び理事官 運輸安全委員会事務局の船舶事故及びその兆候に関する調査に従事する事故調査官で人事院が定めるもの	六十 五 年	
この規則は、公布の日から施行する。 附則（令和三年九月一日人事院規則一一七七） この規則は、公布の日から施行する。 附則（令和三年二月二四日人事院規則八一―二一七）抄 （施行期日） 附則（令和四年二月一八日人事院規則一一八―五一）抄 （施行期日） 第一条 この規則は、令和五年四月一日から施行する。	地球環境審議官 原子力規制庁長官 研究所、試験所等の副所長（これに相当する者を含む。）で人事院が定めるもの 皇宮警察学校教育主事 在外公館に勤務する職員（給与法に規定する行政職俸給表（二）又は指定職俸給表の	三十 三 年	